

申請枠区分

緊急枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024年	3	次

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2) 公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3) 規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

(4) 情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5) 役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について

(6) JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定特定非営利活動法人富士山クラブ

団体代表者 役職・氏名

理事長 野口健

分類

法人番号

団体コード

8090005004492

申請団体の住所

山梨県南都留郡富士河口湖町西湖2870

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

悩みや困難を抱えた子どもと家族のための地域連携支援プログラム

事業の種類_第一階層

事業の種類_第二階層

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

支援分野_活動支援団体

事業計画書転記部分

休眠預金活用事業 事業計画書

必須入力セル 任意入力セル
申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

【2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠】

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	悩みや困難を抱えた子どもと家族のための地域連携支援プログラム		
	事業名（副）	多様な連携でウエルビーイングな地域の実現を目指して		
	団体名	認定特定非営利活動法人富士山クラブ	コンソーシアムの有無	なし
実行団体団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
(1)子ども及び若者の支援に係る活動	
<input type="radio"/>	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	④ その他
(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
<input type="radio"/>	④働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	④ その他
(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="radio"/>	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	④ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	196/200字
<p>「富士山から日本を変える」を合言葉に、市民、企業、行政の協働連携で、自然環境の保護、保全、再生のため、1998年に設立。環境問題は、貧困、不平等・格差、気候変動など社会課題が生まれることから、環境分野で培った地域づくりとネットワークを活かした地域協働連携、さまざまな視点、アプローチからの取り組みのノウハウを活かし、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的として活動している。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	195/200字
<p>環境課題の解決のため、多様な主体と協働連携し、のべ約2,000人（2023年実績）のボランティアとともに、実践活動を続けている。県初の認定NPOとしてのノウハウ、実績、ネットワークを活かし、行政や企業、地域の教育・福祉・地域づくり分野の組織や機関などと連携協働、地域の社会課題解決に取り組む担い手の発掘・育成、担い手、地域コミュニティ、支援者をつなぐ中間支援機能のしくみづくりを進めている。</p>	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2026/3/31	対象地域	山梨県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目	山梨県で暮らし、必要な支援が届いていない、悩みや困難を抱えた子ども（0歳～18歳※）とその家族（保護者、親、年長兄弟姉妹） ※社会的養護対象者は18歳以上も事業対象者と考える。				事業対象者人数 ※資金分配団体入力項目	1団体 100人～200人 全体で1000人前後		

<p>事業概要 1052/600字</p>	<p>【事業の目的】 様々な分野で悩みや困難を抱えながらも、必要な支援や支援そのものが届いていない、山梨県内に暮らす子どもとその家族を対象に、つながり、つながり続ける事業である。2023年度に7実行団体が取り組んできた事業の現場での実績、成果をベースに、そこで生まれた多様な連携関係を前進させ、多様な主体が動き、支援対象者につながり、つながり続けることができるしくみづくりをさらに進め、支援対象者の困難な状態が改善され、地域のウェルビーイング向上をめざしていく。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチでより多くの支援対象者へつながる <p>支援が届いていない、さまざまな状況（孤立・孤独、制度のはざまなど）から支援へつながっていない子どもたちやその家族を地域で発見、必要な支援につなげ、地域に働きかけ地域で支えあう、アウトリーチに力をいれた活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携活用で支援プログラムの充実と横展開を目指す <p>他団体や複数機関と連携協働し、資源や知見を共有・活用、重層的、複合的に支援できる活動を生み出す。休眠預金活用事業等で、先進・優良活動プログラムを、山梨県の地域特性を鑑みながら、学び、応用、取り入れ、支援プログラムを組み立て、実行していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルセクターの担い手（団体）の育成と実践を支援 <p>地域で支援活動を始動しているグループ（3人以上、助成事業を担当構成メンバー男女若者のジェンダーバランスがとれていること）の組織・財政基盤、活動（事業）運営・改善を伴走支援し、子どもや子育て支援分野での自律・自立した活動ができる、支援活動の担い手を増やし、支援対象者への支援の量と質を底上げしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルセクターの担い手（団体）を支援できる人材育成としくみづくり <p>地域で起きている（これから起こりうる）問題を見つけ、その課題解決に取り組む担い手の活動を支援できる人材育成と地域コミュニティ支援の環境を整備していく。</p> <p>【事業の目標】</p> <p>支援対象者とつながり、支援者につながり続けることによって、その地域で暮らす支援対象者の意識向上、生活改善、社会参加を促し、困難状態の改善がみられるようになること。活動団体の交流、学びあい、協働を通じて、民間団体の連携・連帯が生まれ、支援対象者へ様々な支援ニーズに対応できる民間団体や支援の担い手が増え、支援を必要としている人に、より充足した支援を届けられるようになること。実行団体の活動によってつながりが生まれ、つながりつづけることができるしくみが地域コミュニティにうまれること。</p>
-----------------------	--

III.事業の背景・課題

<p>(1)社会課題</p> <p>最新の山梨県の調査によると、ワースト記録を更新し、山梨県での子どもたちの不登校者数、いじめの（1,000人あたりの）認知件数、虐待の相談件数は過去最高を記録した。子ども家庭庁をはじめ、国の方針、施策により、制度はできたが、県や市町村では十分な運用ができず、支援対象の増加に対応しきれていない。また市町村の規模によって、支援サービスの格差もおきていることから、公益活動の担い手として官だけに頼る、お願いするだけでなく、民間の担い手を増やし、強化し、広げていくことが課題である。山梨県では、市民活動を促進する中間支援組織がなく、行政及び民間同士でも、公益活動を担う民間団体の把握、連携（ネットワーク）ができていないため、協働連携、協力がうまく働かない。悩みや困難を抱えた子どもと家族に支援を届けるために、民間団体が地域連携して行う支援プログラムが必要である。</p>	<p>377/800字</p>
<p>(2)物価高騰及び子育て対応支援枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目</p> <p>子どもとその家族をターゲットにしたこのプログラムは、教育、医療、福祉、子育て、地域コミュニティなど、さまざまな視点で、支援者だけでなく、ときに当事者も行動し、事業がすすめられてきた。実行団体は、同じ目標を持つ民間団体、行政や関係機関などとの信頼関係を築き、地域で連携のしくみをつくりに着手している。自分のくらす地域で実践したいという他団体も声をあげてきた。団体規模は小さいものの、変化を生み出せる連携集合体としての動きを休眠預金で支援したい。</p>	<p>221/200字</p>

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
支援対象者がボイスレス、パワーレス状態から抜け出そうとするきざしが見えている、またはその状態が見えている。			支援対象者の意識の向上、生活の改善、社会生活の参加度合		アンケート調査		事業開始時より2割改善		2026年3月	
民間団体間で連携・連帯のしくみづくりが始まり、地域の多様なステークホルダーとのつながりを活用しながら、支援対象者への支援の質と量が増えている。			民間団体間のネットワーク形成度合（数・つながり深度） 実行団体の支援プログラムの内容、活動数の変化 団体と支援対象者のつながり度合（手段や方法、頻度、なかみ）		事前・事後のマッピング比較（参加団体数） アンケート調査・ヒアリング 関係者へのヒアリング、モニタリング		1団体 50団体以上 支援ニーズに対応し、必要な支援が届けられている つながりが継続している		2026年3月	
実行団体が多様な主体との連携・連帯関係を活かし、地域の多様なステークホルダーとのつながりを活用しながら、支援対象者の状況が改善される、支援者のニーズ、それを支える地域のニーズに応える、新たな地域の社会システム、しくみづくりが生まれ、促進されている。			行政や関係機関への政策提言、助言のなかみ、回数 関係者の変化（行政、関係機関、地域住民、地域団体など）		関係者へのヒアリング、モニタリング 実行団体の実績のカウント		相互の具体的信頼関係がみえる事例のなかみ、数（対話の場、発表の場が増える、会議や委員会等への出席・発言） 参考にされた、採用された政策提言がある		2026年3月	

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
各実行団体が支援プログラムの適切な活動計画を立て、活動に取り組める運営体制ができています。			団体内でロジックモデルを作成し、実施に必要なリソースを準備できている。		共同作業での確認やヒアリング		ロジックモデルの作成・運営体制の準備・整備		2026年3月	
支援対象者が必要とする、望む支援を、他団体や地域と連携し、様々な（機能追加、複数、ソーシャルワーク的）支援プログラムを実行している。			1) 支援プログラムの内容（充実度と先駆性/チャレンジ性）、回数、支援後の状態 2) アウトリーチにより支援対象者への支援につながった回数、支援後の状態		1)ヒアリング・レポートでの定性把握とカウント 2)定量 3カ月ごとの回数のカウント		事業開始時より2割増加 事業開始時より2割増加		2026年3月	

支援対象者とのつながるしくみづくりにつながる対話の場、出会いの場ができています。		場の具体的内容と活用状況	しくみや場の内容と利用回数 実行団体からの観察レポート	相談できる、傾聴できる関係が生まれ、つながりが確認できる	2026年3月
実行団体が多様な主体と連携し、実践している事業がモデル化（手法や知見が公開）、横展開、施策への導入など、社会への働きかけが行われている。		取り組みのプロセス、その働きかけの結果の状況	実行団体、関係者へのヒアリング 実行団体の実践数、到達度	働きかけのプロセス、その結果が見える、戻ることができる報告書（会）の実施	2026年3月

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体00字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
民間団体の連携・連帯を生むためのネットワークが生まれている、ネットワーク内の交流機会が増えている。		民間団体がつながった数、つながり状況、連携・連帯による活動の数	マッピングの作成、実行団体へのヒアリング	つながりが可視化され、つながっている団体数が事業開始時より2割増加	2026年3月
実行団体が、新たな支援、協力、連携を獲得するために、ガバナンス・コンプライアンス体制が整備されている。		規定類が整備されているか、スタッフが倫理観を持って団体の活動に従事しているか	規定の整備状況の確認、団体スタッフとの対話	ガバナンス・コンプライアンス体制が整備されている	2026年3月
実行団体スタッフ、関係者の意識やスキルが向上し、団体の活動が発展している。		活動の充実度合	ヒアリング	意欲の向上やコミュニケーションが活発化し、活動の改善、チャレンジがみえる	2026年3月
実行団体の情報発信や広報活動が定期的実施されている。		団体の情報発信や広報の回数、フィードバック数、反響	実行団体からの報告	活動視察や活動紹介の機会が増える。メディアに取り上げられる	2026年3月
活動継続のための資金調達や政策提言などの出口戦略が立てられている		助成金などの申請数、行政や企業への働きかけの度合い	実行団体からの報告	出口戦略の見通しや実行する計画が立てられている	2026年3月

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
団体が支援プログラムを提供する支援対象者のニーズの把握と実行可能な活動計画、実施体制を整えるための支援をする。	事業開始～2025年5月	55/200字
実行団体が支援対象者に必要な、望む支援を届け、さらに支援対象者にとって必要な、望ましい公共・民間が提供する支援プログラムへ接続できるように、専門家の助言や制度のしくみを学ぶ機会を提供する。	事業開始～2026年2月	94/200字

他団体や地域のステークホルダーと交流し、その実行団体が実施する支援プログラムの向上や改善につながる情報共有や学びの研修を実施する。	事業開始～2026年2月	65/200字
地域連携を促進する、マッチングやコンサルテーションを実施する。	事業開始～2026年2月	31/200字
事業の出口戦略を考え、実施していく、研修やコンサルテーションを実施する。	事業開始～2026年2月	36/200字
活動の実践プロセスや成果について、関係者も交えて、報告会を実施する	2026年2月	33/200字

(3)-2活動:非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
協力連携体制強化のための実行団体とのWS開催と関係づくりの伴走支援をする 様々なステークホルダーとの対話の場を提供する	2026年2月	59/200字
規定類整備のための助言や整備作業支援、研修機会を提供する 人材育成や団体基盤強化のための研修を実施する	2026年2月	51/200字
実行団体の活動プレスリリースを発行・配布する 情報受発信ができるプラットフォームを運営する。	2026年2月	46/200字
活動を継続するために情報提供、資金調達支援（助成申請、プレゼン支援等）を行う。評価アドバイザーの助言を受け、自己評価による事業のふりかえりと今後の活動を考える集合研修を実施する	2026年2月	88/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	コンソーシアム（2団体以上で構成、協働実施）3～4団体、単独申請3～4団体
(2)1実行団体当たり助成金額	コンソーシアム団体 800万～1200万 単独団体 300万～500万
(3)案件発掘の工夫	メディアを通じて広く公募するほか、県、市町村の関係部署担当者への案内、申請呼びかけ協力 ニーズ調査で訪問、ヒアリングを実施した専門家、団体への案内を通じて、申請呼びかけや候補団体の紹介や推薦
(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	2025年1月中旬～3月 公募告知、公募説明会（ZOOM、県内2か所で開催予定）、応募団体向けワークショップ、相談会（ZOOM・対面）を実施。公募受付期間は1カ月を予定。審査は3月上旬に、事務局（PO・理事）による、利益相反や理事の重複の確認、選考基準に照らした第1次書類審査ののち、外部審査員5名によるインタビュー審査を実施、審査会にて採択を決定する。審査員は、申請団体と申請事業について、アドバイザーなど関わりがある場合は、その団体の審査には加わらない。審査会には、当団体理事、JANPIA担当POが同席、公平な審査が行われているか、オブザーブする。

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	事務局担当1人、総務・経理担当1人 事務局補助2人、プログラムオフィサー 4～5人（常勤、非常勤）、外部専門家 1～2人（事業評価、ファンドレイジング等） 決裁責任者：事務局長 経理担当者：本部職員 監査・税理士 ※2023年3月末事業終了のコロナ支援枠に従事しているプログラムオフィサーのうち2人が23年度中は、従事比率5割で従事し、さらに新規で1～2人を採用予定。
(2)他団体との連携体制	山梨県立大学・山梨大学等の教育機関、県及び市町村社会福祉協議会、県、市町村の関係部署、金融機関、シンクタンク、コンサルティング企業、マスメディア、山梨県内の休眠預金実行団体経験団体、評価専門家（団体）
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	規程に定められたコンプライアンス委員会、理事会の開催、コンプライアンス担当理事による報告、利益相反等の審議を実施。内部の業務監査・会計監査の実施。理事・職員へのガバナンス・コンプライアンス研修の実施。内部通報はJANPIA窓口を活用。

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①物価高騰及び子育て対応支援枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	なし	ありの場合 その詳細	
②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
1999年～2001年 セブン-イレブンみどりの基金（当時）から委託を受け、公募で選ばれた市民団体10団体/年度に、環境市民活動助成金（10～20万/団体）を給付、活動支援を通じて、環境団体市民ネットワーク構築を実施。			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	0	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	0
(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目			
教育、福祉、子育て分野等の民間団体、行政担当者、地域組織の担当者との定期的なヒアリング、情報共有の機会を持ち、ニーズの把握、支援者の状態、地域の変化などについて、実行団体と月1回以上、ミーティングしている。NPO支援組織や専門家の紹介、学びの機会の提供、事業実施や団体の組織強化に役立つ情報や外部団体による堅守の紹介。マスコミへのプレスリリース、協議会や会議への出席での実行団体の取り組みの紹介、活動紹介の冊子の発行。 現在実施している同プログラムについて、組織基盤強化を団体の規模、成長に合わせて、実施している。事業の進捗について、関係者（JANPIA、審査員、行政、休眠預金事業経験団体ら）を招いて、中間報告会を実施、進捗や成果を可視化、言語化して確認した。エコマップを用いて地域連携の強さ、深さ、関係性を可視化、相互の学びあいを促すワークショップを実施した。アウトカム達成を見据えた事業改善、活動展開について、担当POとともに検討、実行している。			

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/02/01 ~ 2026/03/31	
資金分配団体	事業名	悩みや困難を抱えた子どもと家族のための地域連携支援プログラム	
	団体名	認定特定非営利活動法人富士山クラブ	

		合計
事業費		52,934,400
	実行団体への助成	45,000,000
	管理的経費	7,934,400
プログラムオフィサー関連経費		8,932,000
合計		61,866,400

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	合計
事業費 (A)	1,479,600	51,454,800	52,934,400
実行団体への助成		45,000,000	45,000,000
-			
管理的経費	1,479,600	6,454,800	7,934,400

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）

[円]

	2024年度	2025年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	932,000	8,000,000	8,932,000
プログラム・オフィサー人件費等	620,000	4,992,000	5,612,000
その他経費	312,000	3,008,000	3,320,000

3. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	合計
助成金計(A+C)	2,411,600	59,454,800	61,866,400

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	富士山クラブ		
郵便番号	401-0332		
都道府県	山梨県		
市区町村	南都留郡富士河口湖町西湖		
番地等	2870		
電話番号	0555-20-4600		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.fujisan.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.fujisan.or.jp/Action/post_4.html	
設立年月日	1998/11/21		
法人格取得年月日	1999/11/12		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ノグチケン
	氏名	野口健
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	14
理事・取締役数 [人]	13
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	44
団体会員 [団体数]	21
団体その他会員 [団体数]	23
個人会員・ボランティア数	757
ボランティア人数(前年度実績) [人]	285
個人正会員 [人]	208
個人その他会員 [人]	264

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	7件
申請前年度の助成総額 [円]	3,000万円
助成した事業の実績内容	休眠預金2020年度 通常枠 甲信地域支援と地域資源連携事業終了 休眠預金2023年度 コロナ支援枠 悩みや困難を抱えた子どもと家族のための地域連携支援プログラム実施中 山梨県内7団体へ助成

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	セブン-イレブン記念財団 環境保全活動 COSMOエコ基金 環境保全活動 関東地域づくり協会 地域連携協働活動 等

認定特定非営利活動法人 富士山クラブ 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人富士山クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県南都留郡富士河口湖町に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、富士山の抱える環境問題の解決に向けた活動と情報発信を通して、国内外の諸団体、市民、行政及び企業との幅広いネットワークを構築し、広く環境保全に寄与すること、さらに富士山を有する地域全体において、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① まちづくりの推進を図る活動
- ② 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ③ 環境の保全を図る活動
- ④ 国際協力の活動
- ⑤ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑥ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 富士山の環境保全に関わるネットワークの構築。
- ② 富士山の保全に向けた基金の運営。
- ③ 富士山の自然環境の調査研究及び政策提言活動。
- ④ 富士山の環境保全実践活動。
- ⑤ 富士山に関する講演会及び講座などの企画並びに開催。
- ⑥ 各調査研究成果、情報誌並びに広報誌の刊行。
- ⑦ 山梨県立富士山世界遺産センターの指定管理業務。
- ⑧ その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）における社員とする。

1. 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有する個人及び団体。

2. 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この目的を達成するために行う事業を支援する個人及び団体。

3. 学生会員

この法人の目的に賛同し入会した学生。

4. 特別会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員として理事会において推薦された個人及び団体。

(入 会)

第7条 会員として入会する者は、所定の入会申込書により、理事長あてに申し込む。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 特別会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(会 費)

第8条 正会員、賛助会員及び学生会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 退会届の提出をしたとき。

② 本人が死亡したとき。団体にあっては解散したとき。

③ 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告してもそれに応じないときまたは連絡が取れない状態のときは、納付期限から2年が経過した時期を持って退会とみなす。

④ 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長あてに退会の旨を申し出て、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

① この定款等に違反したとき。

② この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役 員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

① 理事 5人以上20人以内

② 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、必要ときに理事会の議決を経て3人以内の副理事長を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。

5 監事は理事又はこの法人の職員を兼任することができない。

(役員職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、または理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は次の業務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後 2 事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、延滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において 3 分の 2 以上の決議に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 19 条 役員はその員数の 3 分の 1 以下の範囲内で総会の決議により有給とすることができる。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 この法人に、次の役職を置くことができる。

- ① 会長 1 人
- ② 副会長 3 名以内
- 2 会長及び副会長は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、この法人の業務を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故のある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(顧問)

第 21 条 この法人に、名誉会長 1 人、及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

- 3 名誉会長及び顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。

第5章 総会

(種別)

第22条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- ① 定款の変更。
- ② 解散。
- ③ 合併。
- ④ 事業計画及び収支予算の決定。
- ⑤ 事業報告及び収支決算の承認。
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務および報酬。
- ⑦ 会費の額。
- ⑧ その他この法人の運営に関する重要事項。

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、すくなくとも7日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会においては、正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事については、議長において議事録を作成する。
 - 3 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事をもって理事会を構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ 事業計画及び収支予算の変更に関する事項。
- ④ 事務局の運営に関する事項。
- ⑤ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めるとき。
 - ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - ③ 第15条第4項第4号により、監事からの招集の請求があったとき。
- 2 理事長は前項第2号の請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者自ら招集できるものとする。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条2項により理事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、第36条に定める手続きを経ることなく開催することができる。

(招集の通知)

第36条 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、すくなくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、理事長が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

(議 決)

- 第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 1 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 39 条 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。又はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の場合における前条及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ① 日時及び場所（オンライン会議システムを含む）
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法またはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 理事会の議事については、議長において議事録を作成する。
- 3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が、署名押印をしなければならない。

第 7 章 委員会

(委員会)

- 第 41 条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営をはかるため、必要と認めるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会の議決によって選任及び解任することとし、委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 42 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- ① 財産目録に記載された財産
 - ② 会費
 - ③ 寄附金品
 - ④ 事業に伴う収入
 - ⑤ 財産から生じる収入
 - ⑥ その他の収入

(資産の管理)

- 第 43 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
ただし、変更に関する事項に関してはその限りではない。なお、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときには、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を、事業年度終了後 3 カ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 50 条 この法人は、法第 31 条第 1 項第 3 号から第 7 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経て解散する。

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由により解散するとき、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 51 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経て環境に寄与する類似の目的を持つ他の特定非営利活動法人に寄付するものとする。

(合 併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときには、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及び職員は理事長が任免する。

4 理事は事務局長もしくは職員と兼任することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第 54 条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かななければならない。

2 事務局は毎年始めの 3 カ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かななければならない。

① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書

② 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所

を記載した名簿)

- ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- ④ 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(閲 覧)

第55条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧要求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第11章 雑則

(公 告)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 理事長 秋山 英敏
 - 理 事 竹内 宏二
 - 理 事 壹岐 健一郎
 - 理 事 花岡 利幸
 - 理 事 池谷 奉文
 - 理 事 中川 雄三
 - 理 事 渡辺 豊博
 - 監 事 石渡 清司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第24条第1項並びに第45条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - 正会員 個人 年会費 1口 2,000円
 - 正会員 団体 年会費 1口 20,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、認証の日から施行する。

(会員の移行措置)

- 2 変更後の定款第6条の規定は、従前から加入している会員については「正会員」か「賛助会員」か選択できるものとする。

平成 13 年 5 月 19 日改正
平成 14 年 5 月 25 日改正
平成 16 年 5 月 30 日改正
平成 17 年 6 月 05 日改正
平成 19 年 6 月 02 日改正
平成 22 年 6 月 06 日改正
平成 28 年 6 月 05 日改正
平成 29 年 6 月 04 日改正
平成 30 年 6 月 02 日改正
令和元年 6 月 01 日改正
令和 2 年 12 月 03 日改正
令和 5 年 6 月 04 日改正

活動計算書

2023年4月1日～2024年3月31日

(単位：円)

科 目	予算			実績			
	特定非営利活動に係る事業	休眠預金等活用事業	合計	特定非営利活動に係る事業	休眠預金等活用事業		合計
		甲信コンソ			甲信コンソ	23年度支援枠	
I 経常収益							
1. 受取会費	3,210,000	0	3,210,000	3,224,000	0	0	3,224,000
正会員受取会費	1,300,000	0	1,300,000	1,235,000	0	0	1,235,000
賛助会員受取会費	1,900,000	0	1,900,000	1,988,000	0	0	1,988,000
学生会員受取会費	10,000	0	10,000	1,000	0	0	1,000
2. 受取寄付金	4,800,000	0	4,800,000	2,437,802	0	0	2,437,802
一般寄付	1,800,000	0	1,800,000	2,437,802	0	0	2,437,802
ファンドレイジング	3,000,000	0	3,000,000	0	0	0	0
3. 受取助成金等	8,036,730	51,016,185	59,052,915	6,782,547	45,294,551	0	52,077,098
受取民間助成金	6,636,730	0	6,636,730	6,248,681	0	0	6,248,681
特別助成金		51,016,185	51,016,185		45,294,551	0	45,294,551
受取地方公共団体補助金等	1,400,000	0	1,400,000	533,866	0	0	533,866
4. 事業収益	14,826,000	0	14,826,000	15,722,621	0	0	15,722,621
環境保全活動収入	6,320,000	0	6,320,000	6,330,789	0	0	6,330,789
環境教育活動収入	826,000	0	826,000	1,546,150	0	0	1,546,150
森づくり活動収入	880,000	0	880,000	937,194	0	0	937,194
受託事業収入	6,800,000	0	6,800,000	6,908,488	0	0	6,908,488
5. その他収益	2,030,000	0	2,030,000	1,454,118	0	0	1,454,118
協賛金収入	1,680,000	0	1,680,000	1,330,000	0	0	1,330,000
雑収入等	350,000	0	350,000	124,118	0	0	124,118
経常収益計	32,902,730	51,016,185	83,918,915	29,621,088	45,294,551	0	74,915,639
II 経常費用							
1. 事業費	24,758,330	51,016,185	75,774,515	21,233,215	45,294,551	0	66,527,766
(1) 人件費	14,627,400	10,768,921	25,396,321	11,937,936	8,964,745	0	20,902,681
(2) その他経費	10,130,930	40,247,264	50,378,194	9,295,279	36,329,806	0	45,625,085
環境保全活動	274,000	0	274,000	488,052	0	0	488,052
環境教育活動	420,000	0	420,000	661,460	0	0	661,460
森づくり活動	0	0	0	371,245	0	0	371,245
助成金・補助金事業	3,571,730	40,247,264	43,818,994	2,751,895	36,329,806	0	39,081,701
受託事業	1,883,200		1,883,200	1,962,245	0	0	1,962,245
各事業共通項目	3,982,000	0	3,982,000	3,060,382	0	0	3,060,382
2. 管理費	8,140,800	0	8,140,800	9,437,275	0	0	9,437,275
(1) 人件費	2,433,800	0	2,433,800	3,419,506	0	0	3,419,506
(2) その他経費	5,707,000	0	5,707,000	6,017,769	0	0	6,017,769
事務管理費	1,681,000	0	1,681,000	2,499,467	0	0	2,499,467
クラウドファンディング費	350,000	0	350,000	0	0	0	0
広報費	676,000	0	676,000	518,302	0	0	518,302
業務委託費	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000
経常費用計	32,899,130	51,016,185	83,915,315	30,670,490	45,294,551	0	75,965,041
当期経常増減額	3,600	0	3,600	△ 1,049,402	0	0	△ 1,049,402
III 経常外収入	0	0	0	0	0	0	0
IV 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0
当期正味財産増減額	3,600	0	3,600	△ 1,049,402	0	0	△ 1,049,402
前期繰越正味財産額	34,430,907	0	34,430,907	34,430,907	0	0	34,430,907
次期繰越正味財産額	34,434,507	0	34,434,507	33,381,505	0	0	33,381,505

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 棚卸資産は原価基準を適用し、先入れ先出し法により評価しています。 |
| (2) 固定資産の減価償却の方法 | 有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。 |
| (3) 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。 |

2 会計方針の変更

3 使途等が制約された寄付等の内訳

当法人の正味財産は 33,381,505 円です。うち、 68,162,433円は下記のように使途が特定されています。

従って、使途の制約されていない正味財産は、 -34,780,928円です。 (単位:円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
(1) 投資その他の資産	31,117,705	83,477,171	46,702,307	67,892,569	
1 富士山水と緑と命の基金(環境基金)	11,999,039	109,008		12,108,047	2023年度分計上
2 新規活動資金積立金	5,000,000		1,140,000	3,860,000	期中運営費への充当により減少
3 もりの学校修繕積立金	1,292,071		248,233	1,043,838	期中修繕費への充当により減少
4 退職慰労金積立金	1,250,000	250,000		1,500,000	2023年度分計上
5 20周年記念積立金	254,653			254,653	
6 復興支援金	133,757			133,757	東日本大震災復興支援資金
7 休眠預金等活用特定資産	11,188,185	39,827,523	45,314,074	5,701,634	休眠預金等活用事業資金 甲信コンソ
8 休眠預金等活用特定資産		43,290,640		43,290,640	休眠預金等活用事業資金 支援枠
内 容	期首残高	当期収入額	当期支出額	期末残高	備 考
(2) 助成金収入 / 前受、未払	280,103	3,000,000	3,010,239	269,864	
民間助成金収入 セブンイレブン記念財団	80,103	3,000,000	2,810,239	269,864	2022年度未使用額を返金した。2023年度未使用額を未払金に計上、次期に繰越し返金する。
事業収入 山梨マイクロプラスチック削減プロジェクト	200,000	0	200,000	0	2022年度未実施事業を実施した。
民間助成金収入 栗井英朗環境財団	87,311	0	87,311	0	2022年度未使用額を返金した。
合 計	31,397,808	86,477,171	49,712,546	68,162,433	

4 固定資産の増減内訳

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	当期償却額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産							
1 建物附属設備	28,261,879			28,261,879	558,030	22,407,195	5,854,684
2 構築物	359,100			359,100	0	359,099	1
3 車両運搬具	16,268,353			16,268,353	0	16,268,347	6
4 什器備品	807,548			807,548	0	807,545	3
無形固定資産							
1 電話加入権	55,000			55,000			55,000
2 敷金	150,000			150,000			150,000
3 長期前払費用	55,750			55,750			55,750
4 ロゴ商標権	118,987		15,520	103,467			103,467
投資その他の資産							
1 環境基金積立預金	11,999,039	109,008		12,108,047			12,108,047
2 新規活動資金積立金	5,000,000		1,140,000	3,860,000			3,860,000
3 もりの学校修繕積立金	1,292,071		248,233	1,043,838			1,043,838
4 退職慰労金積立金	1,250,000	250,000		1,500,000			1,500,000
5 20周年記念積立金	254,653			254,653			254,653
6 復興支援金	133,757			133,757			133,757
7 休眠預金等活用特定資産	11,188,185	39,827,523	45,314,074	5,701,634			5,701,634
8 休眠預金等活用特定資産		43,290,640		43,290,640			43,290,640
合 計	77,194,322	83,477,171	46,717,827	113,953,666	558,030	39,842,186	74,111,480

5 役員及びその近親者との取引の内容

給料手当には使用者兼務役員分も含まれていますが、支給対象者数が少ないため個人情報保護の観点から金額の明示を省略しています。役員及びその近親者との取引は以下のようになっています。

その他の役員への支払	3,000,000	七井理事長業務委託費4/1-3/31分
合計	3,000,000	

6 受取助成金の内訳

科目	収入額	実施事業
(1)受取民間助成金	6,248,681	
1 コスモ石油エコカード基金事務局	3,048,195	富士山の森を守るプロジェクト(森づくり)
2 一般財団法人セブン-イレブン記念財団	2,730,136	富士山ごみゼロAIエコパトロール
3 一般財団法人関東地域づくり協会	470,350	ぐるり富士山風景街道一周清掃
(2)特別助成金	45,294,551	
1 一般財団法人日本民間公益活動連携機構	45,294,551	休眠預金等活用事業 甲信コンソ
(3)受取補助金等	533,866	
1 山梨県	533,866	山梨県富士山クリーンアップ事業、山梨県外来生物防除事業
特記事項	30,000	
1 森づくり活動収入内	30,000	ふじさんネットワーク「環境保全活動応援金」

7 事業費の按分方法

事業費と管理費に共通する経費は、職員の従事割合に基づき按分しています。按分比率は下記のとおりです。

科目	環境保全	環境教育	森づくり	受託事業	事業費計	管理費	休眠預金等活用	合計
按分比率	25%	5%	2%	44%	76%	24%	0%	100%

8 事業別損益の状況

科目	環境保全	環境教育	森づくり	受託事業	事業費計	管理費	休眠預金等活用	合計
I 経常収益	8,232,307	1,553,150	941,194	13,691,035	24,417,686	5,203,402	45,294,551	74,915,639
1. 受取会費	0	0	0	0	0	3,224,000	0	3,224,000
2. 受取寄付金	1,401,518	7,000	4,000	0	1,412,518	1,025,284	0	2,437,802
3. 受取助成金等	0	0	0	6,782,547	6,782,547	0	45,294,551	52,077,098
4. 事業収益	6,330,789	1,546,150	937,194	6,908,488	15,722,621	0	0	15,722,621
5. 協賛金・協力金	500,000	0	0	0	500,000	830,000	0	1,330,000
6. 雑収入	0	0	0	0	0	124,118	0	124,118
II 経常費用	4,982,199	1,573,518	845,354	13,832,144	21,233,215	9,437,275	45,294,551	75,965,041
(1) 人件費	3,502,213	714,406	380,324	7,340,993	11,937,936	3,419,506	8,964,745	24,322,187
職員給与	2,730,337	544,059	258,165	4,891,276	8,423,837	2,702,610	4,989,907	16,116,354
臨時雇賃金	326,000	81,500	80,000	1,650,950	2,138,450	2,500	0	2,140,950
法定福利費	445,876	88,847	42,159	798,767	1,375,649	441,350	1,159,738	2,976,737
長野県みらい基金人件費	0	0	0	0	0	0	2,815,100	2,815,100
退職慰労金積立費用	0	0	0	0	0	250,000	0	250,000
福利厚生費	0	0	0	0	0	23,046	0	23,046
(2) その他経費	1,479,986	859,112	465,030	6,491,151	9,295,279	6,017,769	36,329,806	51,642,854
環境保全活動	488,052				488,052			488,052
環境教育活動		661,460			661,460			661,460
森づくり活動			371,245		371,245			371,245
事務管理費					0	4,517,577		4,517,577
広報費					0	518,302		518,302
助成金・補助金・受託事業				4,714,140	4,714,140		36,329,806	41,043,946
ごみパトロール、清掃				776,036	776,036			776,036
外来種駆除				71,444	71,444			71,444
森づくり				2,982,453	2,982,453			2,982,453
五合目マナー啓発、登山道調査				724,984	724,984			724,984
国際交流				159,223	159,223			159,223
休眠預金事業					0		36,329,806	36,329,806
各事業共通項目	991,934	197,652	93,785	1,777,011	3,060,382	981,890		4,042,272
旅費交通費	129,186	25,741	12,214	231,431	398,572	127,878		526,450
通信運搬費	44,588	8,884	4,216	79,877	137,565	44,137		181,702
消耗品費	60,608	12,077	5,730	108,577	186,992	59,994		246,986
修繕費	169,567	33,788	16,033	303,772	523,160	167,847		691,007
光熱水料費	57,670	11,491	5,452	103,314	177,927	57,087		235,014
租税公課	69,838	13,916	6,603	125,112	215,469	69,131		284,600
保険料	115,495	23,014	10,920	206,905	356,334	114,324		470,658
賃借料	147,234	29,338	13,921	263,764	454,257	145,743		600,000
支払手数料	6,078	1,211	574	10,889	18,752	6,018		24,770
雑費	54,735	10,906	5,175	98,056	168,872	54,183		223,055
減価償却費	136,935	27,286	12,947	245,314	422,482	135,548		558,030
当期経常増減額	3,250,108	△ 20,368	95,840	△ 141,109	3,184,471	△ 4,233,873	0	△ 1,049,402

財産目録

2024年3月31日現在

(単位：円)

科 目	2022年度 24期	2023年度 25期	備考
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	107,299	42,737	
山梨中央銀行 普通預金	396,223	390,291	
ゆうちょ銀行 普通預金 1	1,700,000	1,700,000	活動運営準備預金
ゆうちょ銀行 普通預金 2	4,182,595	5,415,247	
ゆうちょ銀行 普通預金 3	136,295	20,000	甲信コンソ自己資金分
ゆうちょ銀行 郵便振替1	0	0	
ゆうちょ銀行 郵便振替2	48,684	302,614	
ゆうちょ銀行 郵便振替4	0	0	
貯蔵品	153,070	152,273	グッズ在庫
立替金	1,100,805	1,069,556	
未収収益			
活動請求分2件	1,243,522	505,500	
前払費用			
甲信コンソ自己資金		1,120,000	
事務所家賃、火災保険	776,428	183,412	
流動資産合計	9,844,921	10,901,630	
2. 固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	6,412,714	5,854,684	もりの学校事務所・給湯室等設備
構築物	1	1	もりの学校門扉等設備
車両運搬具	6	6	車輛5台、Eバイク4台
什器備品	3	3	もりの学校設備
無形固定資産			
電話加入権	55,000	55,000	5回線
敷金	150,000	150,000	静岡事務所
長期前払費用	55,750	55,750	車両リサイクル預託金5台分
ロゴ商標権	118,987	103,467	富士山クラブロゴ
投資その他の資産			
環境基金積立預金	11,999,039	12,108,047	都留信用組合定期、ゆうちょ銀行普通
休眠預金等活用事業特定資産	11,188,185	5,701,634	ゆうちょ銀行郵便振替 甲信コンソ
休眠預金等活用事業特定資産		43,290,640	ゆうちょ銀行郵便振替 支援枠
新規活動資金積立預金	5,000,000	3,860,000	ゆうちょ銀行普通預金
もりの学校修繕積立預金	1,292,071	1,043,838	ゆうちょ銀行普通預金
退職慰労金積立預金	1,250,000	1,500,000	ゆうちょ銀行普通預金
20周年記念積立預金	254,653	254,653	ゆうちょ銀行普通預金
復興支援預金	133,757	133,757	ゆうちょ銀行普通預金
固定資産合計	37,910,166	74,111,480	
資産合計	47,755,087	85,013,110	
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
水道代 R6.2月分	167,414	22,220	
夢債券	224,400	224,400	
助成金返金分		269,864	
預り金			
源泉所得税・住民税	152,181	408,747	
前受収益			
次年度活動分	200,000	0	
休眠預金等活用事業	11,188,185	5,701,634	甲信コンソ
休眠預金等活用事業		43,290,640	支援枠
未払法人税等			
法人住民税	142,000	142,000	
未払消費税	113,200	72,100	
流動負債合計	12,074,180	50,131,605	
2. 固定負債			
退職慰労金引当金	1,250,000	1,500,000	
固定負債合計	1,250,000	1,500,000	
負債合計	13,324,180	51,631,605	
正味財産	34,430,907	33,381,505	

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：円)

科 目	2022年度	本体+休眠預金 合計	本体	休眠預金 甲信コンソ	休眠預金 支援枠	備考
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	5,051,096	6,170,889	6,170,889	0	0	
活動運営準備預金	1,700,000	1,700,000	1,700,000	0	0	
貯蔵品	153,070	152,273	152,273	0	0	
立替金	1,100,805	1,069,556	1,069,556	0	0	
未収収益	1,243,522	505,500	505,500	0	0	
前払費用	776,428	1,303,412	1,303,412	0	0	
流動資産合計	10,024,921	10,901,630	10,901,630	0	0	
2. 固定資産						
(1) 有形固定資産						
建物附属設備	6,412,714	5,854,684	5,854,684	0	0	
構築物	1	1	1	0	0	
車両運搬具	6	6	6	0	0	
什器備品	3	3	3	0	0	
有形固定資産計	6,412,724	5,854,694	5,854,694	0	0	
(2) 無形固定資産						
電話加入権	55,000	55,000	55,000	0	0	
敷金	150,000	150,000	150,000	0	0	
長期前払費用	55,750	55,750	55,750	0	0	
ロゴ商標権	118,987	103,467	103,467	0	0	
無形固定資産計	379,737	364,217	364,217	0	0	
(3) 投資その他の資産						
環境基金積立預金	11,999,039	12,108,047	12,108,047		0	
休眠預金活用事業特定資産	11,188,185	48,992,274	0	5,701,634	43,290,640	
新規活動資金積立預金	5,000,000	3,860,000	3,860,000	0	0	
もりの学校修繕積立預金	1,292,071	1,043,838	1,043,838	0	0	
退職慰労金積立預金	1,250,000	1,500,000	1,500,000	0	0	
20周年記念積立預金	254,653	254,653	254,653	0	0	
復興支援預金	133,757	133,757	133,757	0	0	
投資その他の資産計	31,117,705	67,892,569	18,900,295	5,701,634	43,290,640	
固定資産合計	37,910,166	74,111,480	25,119,206	5,701,634	43,290,640	
資産合計	47,935,087	85,013,110	36,020,836	5,701,634	43,290,640	
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	391,814	516,484	516,484	0	0	
預り金	152,181	408,747	408,747	0	0	
前受収益	11,388,185	48,992,274	0	5,701,634	43,290,640	
未払法人税等	142,000	214,100	214,100	0	0	
流動負債合計	12,074,180	50,131,605	1,139,331	5,701,634	43,290,640	
2. 固定負債						
退職慰労引当金	1,250,000	1,500,000	1,500,000	0	0	
固定負債合計	1,250,000	1,500,000	1,500,000	0	0	
負債合計	13,324,180	51,631,605	2,639,331	5,701,634	43,290,640	
III 正味財産の部						
前期繰越正味財産	34,280,496	34,430,907	34,430,907	0	0	
当期正味財産増減額	150,411	△ 1,049,402	△ 1,049,402	0	0	
正味財産合計	34,430,907	33,381,505	33,381,505	0	0	
負債及び正味財産合計	47,755,087	85,013,110	36,020,836	5,701,634	43,290,640	